第1回特別職報酬等審議会会議要旨 (要約)

- 1 日 時 平成25年4月17日(水)午後1時30分~午後3時20分
- 2 場 所 さぬき市役所3階302会議室
- 3 出席者 [委 員]名越委員、奈良委員、寅丸委員、岡委員、平野委員、佐藤 委員、金本委員、賴富委員

[事務局] 菊池総務部長、穴吹総務課長、岸本課長補佐、樫村係長、 江﨑係長

[関係課]白井予算調整室長、岸下議事課長、中川秘書広報課課長補 佐

「傍聴者]なし

4 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員の紹介
- (4) 会長・会長職務代理の選出
- (5) 諮問書交付
- (6) 資料説明、質疑応答
- (7) 審議
- (8) 今後のスケジュールについて
- (9) その他

5 配付資料

- ・平成25年度さぬき市特別職報酬等審議会委員名簿
- ・さぬき市特別職報酬等審議会条例
- ・附属機関等の会議の公開の考え方
- ・ さぬき市情報公開条例 (抜粋)
- ・さぬき市の財政状況
- ・消費者物価指数の動き
- ・特別職の給料及び報酬の現状、改定経過等
- ・類似団体の状況
- ・県下8市特別職の給料及び報酬の現状
- ・一般職の給料等の現状、推移等
- ・特別職と一般職の給与の比較
- ・さぬき市議会の会議開催状況

6 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
事務局	それでは、委員の皆さんがお揃いのようですので、ただいまから第1回さ
	ぬき市特別職報酬等審議会を開催します。
	それでは、会議に先立ちまして、本審議会における会議の公開等の取扱い
	について、御説明いたします。 当市におきましては、平成16年に「附属機関等の委員の構成及び会議の
	公開に関する指針」を策定し、会議の審議状況を明らかにすることにより、
	行政の透明性を高めることを目的として、特別の事由がない限り、会議の
	公開を行っております。
	今回のように新たに設置された審議会については、最初の会議すなわち、
	本日の会議については、市長が決定することになっており、指針に規定さ
	れる公開基準に沿って、「公開」とさせていただいております。
	そこで、今後の審議会について、「公開」又は非公開に係る部分を除いて
	公開する「原則公開」・「非公開」のいずれとして取り扱うかについて、委
	員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。
委員	公開でよいのでは。
事務局	ただいま、「公開」という御意見がございましたが、「公開」でよろしいで
7771	しょうか。
委員	異議なし
事務局	それでは、本日の会次第「1 委嘱状の交付」に入らせていただきます。
	大山市長から皆様方に委嘱状をお渡しします。
	〈市長から各委員に対し、委嘱状を交付〉
	続きまして、大山市長より御挨拶を申し上げます。
市長	さぬき市特別職報酬等審議会条例の第2条に基づきまして、「議員報酬の
	額並びに市長、副市長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しよ
	うとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を

聴くものとする。」そういった条文がございまして、それに伴いまして、 委員の委嘱をさせていただきました。

今回条例を提出するかどうかにつきましては、審議の結果によりまして、 判断をさせていただきたいと思っております。

現行の私を含めた給料の額、また議会の議員さんの報酬の額につきましては、もう10年も前になりますけれども、平成15年6月1日に報酬等審議会の委員の皆さんの御意見をお聞きして、条例化をしております。

ちょうど報酬等の額を改定してから10年目ということで一つの区切りになるということ、政権交代により色んな制度の在り方等について、もう一度原点に帰って、国民全員で考えてみようという機運が高まっているという時期的なことがあり、市民の代表として委員の皆さんの忌憚のない御意見を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いします。

事務局

それでは、審議に入ります前に、今回は、第1回目ということで、初顔合わせでありますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

〈各委員自己紹介〉 〈事務局自己紹介〉 〈関係課職員自己紹介〉

会長、会長職務代理の選出についてでありますが、

「さぬき市特別職報酬等審議会条例」第4条第1項におきまして、「審議会に会長を置き、委員の互選により定める。」と規定され、同じく第4条第2項におきまして、「会長は、会務を総理する。」こととなっております。しかしながら、本日、初顔合わせで互選と申しましても、難しいところもあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 事務局一任

事務局 それでは、事務局から指名させていただきます。 名越委員さんに会長をお願いしたいと思います。

> 続きまして、会長に事故等があるとき、その職務を代理する職務代理を選 任します。

> さぬき市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により「あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する」とありますので、会長か

ら御指名をお願いします。

会長
それでは、奈良委員にお願いしたいと思います。

事務局 先ほど、自己紹介いただいたところですが、改めて、お二人から一言頂戴 したいと思います。

〈会長、会長職務代理のあいさつ〉

事務局 会長が決まりましたので、ここで、市長から会長に諮問書の交付をいたします。

〈諮問書を朗読、手渡し〉 〈市長退席〉

会長 それでは、次第6「資料説明、質疑応答」に入ります。 事務局から説明をお願いします。

事務局 〈配付資料に基づき、さぬき市の財政状況、特別職の給料及び報酬の改定 経過、類似団体及び県内8市特別職の給料及び報酬の現状等の説明〉

会長 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございませんか。

委員 議員が他の職業を持っている場合、減額されるのか、それとも他の議員と同じなのか。

特別職の報酬等については、財源はどこから出ているのか。

また、議員について、議会や各種委員会の出席に当たって、手当の支給はあるのか。

この3点についてお伺いしたい。

事務局 | 議員の報酬について、減額の規定はございません。

議員活動への対価であることから、他の職業を持っておられたとしても、 減額される規定はありませんし、県内でもそういった事例は聞いておりま せん。

また、財源につきましては、市の財源で支給されております。

県等からの補助はございません。

それから、出席に対する手当につきましては、かつては、距離に応じて費用弁償として支給されておりました。平成20年1月1日から財政健全化

策を受けまして、これを廃止しております。

委員 議員については、交通費の支給もされていないということですか。

事務局 されておりません。

かつては、ですから合併後しばらくは支給されておりましたが、財政健全化策に市議会側も応えまして、議員提案により費用弁償の支給を廃止しております。

ちなみに、そのとき、同時に政務活動費(かつては政務調査費)として月額5万円が支給されておりましたが、月額2万5千円に減額されております。

委員 資料に類似団体の状況があり、さぬき市の類似団体は、全国に121団体があるようですが、このうち四国及び岡山県の5団体の状況について掲載されています。四国及び岡山県には、類似団体としてこの5団体以外にどれぐらいあるのか、またその場合、なぜこの5団体を選定したのか理由をお聞きしたい。

事務局 四国及び岡山県において、さぬき市の類似団体となっている自治体は、6 団体あります。今回、事前に、この6団体に対して状況調査を行い、御回答いただいた5団体の調査結果をこちらに掲載しています。

委員 さぬき市の財政状況のなかで、決算状況の年度が平成23年度までとなっているのは、平成24年度はまだ数字が出ていないということですか。

事務局はい。そのとおりです。

委員 期末手当の算定に「加算割合」というものがあるようですが、これは、一 般職にはないですね。

事務局 あります。役職に応じてございます。

委員 資料を見ていると、一般職の期末手当の支給割合が平成24年度は3.9 5あり、特別職は2.90であると。このバランスを取るために加算割合 があるのかと思ったのですが。 事務局

そういう意味合いもあるとは思いますが、元々特別職には勤勉手当という ものがありませんので、期末手当に加算されております。

委員

この割合は、国で規定されているのですか。

事務局

あくまで条例によって規定されています。

委員

給料及び報酬額のところに、さぬき市でしたら、改正前の欄に平成14年 7月1日とありますが、これは、その日まで改正前の額だったという意味 でしょうか。

事務局

平成14年5月に特別職報酬等審議会を開催しまして、その審議会を経て 平成14年7月から月額93万円という額に改定されたということです。 その1年後、平成15年5月に再度審議会を開催しまして、その審議会を 経て、現状維持との答申ではありましたが、当時の市長が平成15年6月 から月額90万円にするということで条例制定し、現在に至っておりま す。

会長

先ほど、市長から議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長の給料の額について諮問がありましたが、ここで一度に審議するのは難しいと思われますので、今回は3役(市長、副市長及び教育長)について審議し、次回、議員さんについて審議するというようにしたらと思いますが、どうでしょうか。

委員

異議なし

会長

では、本日は、3役について審議したいと思います。 資料を参考に、委員の皆さんの忌憚のない意見をお願いします。

委員

改定経過の資料を見ると、この**10**年間ずっと据え置かれています。 類似団体等において、このように長期間据え置かれている自治体もあるのでしょうか。

事務局

現行の適用年月日を御覧いただきますと、最近改定されたところでは、平成24年という自治体もありますし、平成15年から18年あたりに改定されている自治体が多いような結果となっています。

委員

民間の立場から言えば、例えば期末手当の支給割合が一般職で3.95、特別職で2.90ということですが、さぬき市内において、これと同程度の支給がされている事業所があるのかどうか。そのことも念頭において、議論していただきたいと思います。

かと言って、それだから上げてはだめだということではありません。また、いくらでも下げたらよいということでもありません。

やはりモチベーション、やる気をそぐような削減はよくないと思います。 ただ、この類似自治体等の資料を見ると、横並びということが大前提のよ うに感じられます。

他の自治体と比較して、額が高いからさぬき市も下げたらよいというのではなく、これだけの仕事をしているのだから、上げてもよいという意見も 当然出てくると思います。

個人的には、この10年間据え置いているのであれば、3役については、 いくらかでも上げてはどうかと思います。

会長

経済状況が非常に厳しいなかで、そのあたりも踏まえた検討が必要だと思いますが、御意見ありませんか。

委員

資料から、横並びの意識がとても見えて、規模も大事だとは思いますが、 それ以上に財政状況に目を向けた方がよいと思います。

さぬき市の財政力指数が示されていますが、そういった指標とのバランス を考えるべきだと思います。

それは、一般職も含めて考えていただきたい。

委員

私は、一般職と特別職は切り離して考えたほうが良いと思います。

現在、国家公務員は、給与削減が実施されていますが、地方公務員にもその影響が及んでいくように聞いております。民間も公務員も生活者であります。今回のことで、民間も公務員も下げ合うという負のスパイラルに陥り、景気への悪影響になるのではないかと思います。

一方で特別職は、外国の事例を調べましたところ、日本と比較して人口に対する議員数を多くしている国が多数ありますが、その代わりに報酬はかなり少額となっています。無償という国もあります。

それが正しいとは思いませんが、財政状況に応じて適正な額というものを 考える必要があると思います。

委員

民間でしたら、企業努力して、ある程度給料のメリハリをつけることがありますが、公務員は、給料表に基づいて支給されていますから、引き下げられることはめったにありません。少なくとも、特別職の場合、自分の時間というものは限られて、拘束されていると思いますから、10年間据え置かれているのであれば、他の自治体との横並びということも考えないといけないのかもしれませんが、いくらかでも上げてはどうかと思います。当然、その分財政状況を改善させるための方策はどうするのか、注文をつけての答申にはなると思いますが、頑張っていただくということで私は少しは上げてもよいのではと考えます。

委員

皆さんがおっしゃるように、いくらかでも上げて頑張ってもらいたい気持ちはありますが、さぬき市の財政状況は非常に悪いのですから、現状維持が妥当ではないでしょうか。

委員

給料と期末手当の合算額が出されていますが、それでいくと、他市と比較して特別に高くはなっていません。ただ、期末手当の加算割合が他市に比べて若干高くなっていますが、この割合の根拠は何でしょうか。

事務局

国家公務員の指定職という職種に20%という加算割合があり、それをそのまま特別職に適用させている自治体とそれより若干低い割合にしている自治体とがあろうかと思います。

単に給料月額だけを見ますと、各自治体で大きな開きがありますので、支 給総額全体を見ていただくために、期末手当も含めて今回は資料をお出し しています。

委員

それを踏まえて、給料月額の判断をしてほしいということですね。

事務局

より適正な御判断をいただくために、こちらの資料を参考にしていただければと思います。

委員

市民の感覚からいくと、高いのではないかなと思いますが、やる気をなくすような下げ方はよくないと思います。

市長さんの給料の額を上げて、他のところにその気運が広がっていくこと を期待したいという気持ちもあります。 委員 ここまでの議論を聞いて、私は、現状据え置きということが妥当だと思います。

会長 現状据え置きという御意見がありましたが、いかがですか。

委員さんのなかには、上げてもいいのではないかという御意見もありましたが、一方で財政状況を考えなければいけないということもありますので、現状維持という結論でよろしいでしょうか。

委員〈賛成〉

会長 それでは、次の日程を考えないといけないんですが、5月の中旬ぐらいまでに結論を出してほしいという御意向がおありのようなので、私の都合を 先に申し上げますと、5月2日(木)はどうだろうかと思うのですがいかがでしょうか。

〈一部予定ありの委員がいたが、調整をお願いし、了解を得た〉

事務局 次回までに、このような資料がほしい、分かりにくいといった御意見がありましたら、事務局のほうで準備しますがいかがでしょうか。

委員 お手間でなければ、次回議員報酬について審議する際に、現在の資料では、 さぬき市市議会の会議開催状況はいただいていますが、この類似団体等の 状況が知りたいので、調べてもらえますか。

事務局検討させていただきます。

委員 答申までに、あと何回開催を予定しているのですか。

会長 次回、議員報酬の審議を行い、その次の回で答申へのまとめをできればと 思っています。

委員 各委員の皆さんの御都合もあるかと思いますので、次回で答申へのまとめ まで持って行ってはどうでしょうか。

委員 次回の議員報酬の審議からその次の回の答申へのまとめまでに何か資料 の準備はありますか。

事務局

審議内容を踏まえて、答申案を御検討いただくことになります。

答申書の文言等について、会長さんと事務局でまずお打合せさせていただいて、その後、最終案を各委員さんにお配りして御確認いただくということにすれば、次回開催で終了ということでも可能かと思います。

〈各委員了承〉

会長

それでは、次回5月2日、本日と同じ13:30から開催し、審議結果のまとめは、私のほうで事務局と打合せをするということにします。 事務局から何かありますか。

事務局

〈関係書類提出等事務連絡〉

本日はありがとうございました。

〈終了〉